

ねんきん「コーナー」



4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

◆免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(以下「産前産後期間」)の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。

(死産、流産、早産された方を含みます)

◆対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が2月1日以降の方

◆届出時期

出産予定日の6カ月前から提出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは4月からです。

◆届出先

本庁住民課住基戸籍係

◆施行日

4月1日

＜よくある質問＞

Q 3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか。

A 施行日が4月1日ですので、4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除になります。

Q 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか。

A 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか。

A 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q 出産後に届出することはできますか。

A 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4カ月間となります。

Q 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付され

ますか。

A 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

◆提出する際は左記の書類をご用意ください。

【添付書類について】

出産前に届出をする場合
母子手帳

出産後に届出をする場合

出産日は役場で確認できるため原則不要。ただし、被保険者の子が別世帯の場合は出生証明など出産日および親子関係を明らかにする書類。

※個人番号(マイナンバー)により届出を行う際の添付書類について届出本人が窓口で届出書を提出する場合は、個人番号カード(マイナンバーカード)をご提示ください。お持ちでない場合は、左記の①および②を提示してください。

なお、郵送で直接年金事務所に届出を提出する場合は、個人番号カードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
①個人番号が確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
②身元(実存)確認書類：運転免許

証、パスポート、在留カードなど

○お問い合わせ

本庁住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に一度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

1月17日(木)
午前10時～正午

午後1時～午後3時

◆場所

佐賀支所1階町民室

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎ 5513701

日本年金機構幡多年金事務所

☎ 3411616